

(別添)

御意見と御意見に対する考え方

【御意見】

【御意見に対する考え方】

許可申請 について	<p>許可申請(監視計画)について何らかの形で都道府県知事の意見などを反映できる事項を織り込むべきではないか。</p>	<p>許可申請に関しては、公告・縦覧を行い、何人も必要であれば環境大臣に対して意見を述べられることとしております。</p>
	<p>海洋施設の廃棄の申請については、漁業関係者の同意の添付書類を求めべきではないか。</p>	<p>海洋汚染防止法では、申請者が設定した投棄海域への環境影響について、環境大臣は、その影響が著しいものかどうかを審査・評価する仕組みとなっております。したがって、環境大臣の許可だけをもって、投棄ができることにはなりません。なお、事前評価の項目には「漁業への影響」についても含まれております。</p>
	<p>許可申請にあたっては、法人格の有無に関わらず、許可申請者の財務状況を記載した書類を添付させるべきではないか。</p>	<p>環境省が許可審査の対象とするのは、海洋施設の廃棄事業そのものであり、許可申請者の財務状況については、審査の対象となりません。財務状況の如何に関わらず、監視等を怠った場合については、海洋汚染防止法違反を問われることとなります。</p>
許可期間 について	<p>海洋施設の廃棄時期の許可期間が最長6ヶ月は短いのではないか。</p>	<p>廃棄期間の設定に関しては、事業者の方々からの御意見も参考にし設定しております。冬季の波浪等、季節的な影響を受ける可能性があるのであれば、その時期をはずし、適切な投棄時期を設定すべきと考えます。</p>
周辺海域 での漁船 の安全操 業につい て	<p>海洋施設を現況のまま海洋に廃棄する場合について、周辺海域での漁船の安全操業への配慮が抜けているのではないか。</p>	<p>現況は、海洋施設がその海域に存在しており、漁業者に対しての安全への配慮は図られているものと認識しております。投棄後も引き続き、漁業者の安全に配慮することは重要なことと考えておりますが、地元漁業者への周知、海図への記載などにより対応可能と考えております。</p>